

確定申告のご準備を

◎還付申告受け付けを開催します

この還付申告受け付けは、所得税の還付申告のほかに、収入が遺族年金や障害年金のみの人、収入がない人、給与や年金のみで所得税が課税されない人の「市・県民税申告書」も受け付けします。

○受付日および会場

と き	と ころ	時 間	対 象
2月1日(水) ～ 3日(金)	市役所（本庁） 4階 大会議室	午前9時 ～11時30分 午後1時～4時	1. 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人 2. 医療費控除の適用を受ける人 3. 年末調整が済んでいない人 4. 公的年金などの所得に係るもの

※この期間は、確定申告書は税理士、税務署職員が、市・県民税の申告書は市役所職員が受け付けします

●協力団体 関東信越税理士会村上支部

●問い合わせ

確定申告に関すること 村上税務署 ☎53-3141（自動音声案内）

※自動音声案内「2」を選択してください

市・県民税に関すること 税務課市民税係 ☎53-2111

（内線221, 222）または各支所地域振興課市民生活室

◎申告が必要な人

①収入がなくても、市・県民税申告が必要な人

- 住宅や子どもの学校・幼稚園から所得課税証明書の提出を求められる人
（税法上の扶養になっている人も含みます。）
- 国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要な人
- 国民年金保険料の免除申請をする人
- 児童扶養手当の給付や各種医療費助成を申請する人
- 20歳前の疾病による障害基礎年金の受給者
- 各種福祉制度を利用する人

②市・県民税申告または所得税の確定申告が必要な人

- 営業、農業、不動産などの所得がある人。田畑を貸して、米や現金をもらっている人
- 給与支払報告書、年金支払報告書の内容に変更のある人および控除を追加する人
- 給与の年末調整を受けていない人
- 給与支払報告書、年金支払報告書のほかに所得がある人（内職、外交員など）

※申告をしない場合、所得課税証明書の発行が遅れたり、各種福祉手当などの支給が遅れる場合があります

※1年間の収入が年末調整済み給与所得のみで市に給与支払報告書を提出されている人は、控除内容に変更がない場合は申告の必要はありません（提出の有無は各事業所にご確認ください）

申告前に確認しましょう

○マイナンバー（個人番号）が必要になります

平成28年分の申告書からは納税者だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを記載して提出する必要があります。

マイナンバーを確認できるもの	本人確認ができるもの
マイナンバーカード（個人番号カード）【原本】	マイナンバーカード（個人番号カード）【原本】
通知カード【原本】	運転免許証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、被保険者証 など

○必要なものを確認しましょう

種 目	準 備 す る も の	
共通書類	・ 印鑑・通帳など口座番号がわかるもの	
マイナンバー（納税者本人だけでなく、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者のマイナンバーもわかるようにしてきてください。）	・ マイナンバーカード、または通知カード+本人確認書類 本人確認書類の例（運転免許証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、被保険者証など）	
収入等を証明するもの	給与・公的年金収入があった人	・ 給与・公的年金の源泉徴収票（原本） ※源泉徴収票（原本）がないと申告受付できない場合があります
	個人年金収入があった人	・ 保険会社など支払先から発行された支払証明書
	営業、農業、不動産収入があった人	・ 収支内訳書（必ず、完成させてきてください） ・ 収支内訳書の内容が確認できる資料、領収書
	シルバー人材センター配分金	・ シルバー人材センター配分金支払証明書
	生命保険・損害保険の満期返戻金	・ 満期返戻金の支払証明書
	外交員、集金人などの人	・ 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書
	その他収入があった人	・ 収入などが確認できる資料
各種控除適用を受ける際の証明	医療費を支払った人	・ 医療費の領収書（合計額を集計してください） ・ 医療費を補てんする保険金など（生命保険金、高額療養費、出産一時金）の金額がわかる書類（合計額を集計してください）
	社会保険料を支払った人	・ 国民年金保険料、任意継続の社会保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額証明書や領収書など
	生命保険料、地震保険料を支払った人	・ 保険会社から発行された控除額証明書 （領収書や通帳では証明となりません。紛失した場合は保険会社にお問い合わせください）
	扶養する親族で収入がある場合	・ 源泉徴収票や申告書の控えなど
	ご自身や扶養親族が障がいをお持ちの人	・ 本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除認定書（介護高齢課か支所地域福祉室で発行）
配偶者と死別・離婚・生死不明の場合	・ 場合によっては寡婦（寡夫）控除になる場合があります。申告時にお伝えください	

○問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111（内線221、222）

医療費控除について

支払った医療費は必ずご自分で集計してください

医療費控除とは、自分や自分と生計が同じ親族の病気やけがなどで医療費を支払ったときに、下記の計算式で計算した金額を所得から差し引くことができるものです。

1月から12月までに支払った医療費	－	保険金などから補てんされる金額（高額療養費、高額介護サービス費、入院給付金など）	－	10万円（所得金額が200万円未満の場合は、所得の5%の金額）	=	医療費控除額（200万円限度）
-------------------	---	--	---	---------------------------------	---	-----------------

○対象になるもの

医師・歯科医師による治療代・診療代、治療・療養のための医薬品の購入費、治療のためのはり師などによる施術、治療・診療を受けるために直接必要な通院費用・入院部屋代・松葉杖代など

○対象にならないもの

健康診断や美容整形の費用、予防接種や健康食品の費用、治療に必要としない近視などのメガネや補聴器などの費用、通院のための自家用車のガソリン代、薬局・ドラッグストアで購入した日用品など

○戻ってくる金額（還付金額）

医療費控除により還付になる場合、戻ってくる金額は、源泉徴収されていた所得税で確定申告により精算した税金です。（医療費ではありません）このため、申告しても還付金額がない場合があります。

村上税務署からのお知らせ

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅などで確定申告書が作成できますので、書面を印刷して郵送などでご提出ください。

※操作方法などの簡単なリーフレットなども税務署・市役所で配付しています

《作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（☎0570-01-5901）

【受付時間】月～金曜日（祝日および12月29日～1月3日を除く）

○村上税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告の相談や受け付けを行います。

- ・ 期 間 2月16日(木)～3月15日(水)まで（土・日曜日を除く）
- ・ 時 間 午前9時～午後5時（受付は午前8時30分から）
- ・ 会 場 村上税務署 1階 会議室

※相談会場は、大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や、受け付けを早めに締め切る場合があります

※申告書の作成には時間を要しますので、**午後2時頃まで**にお越しください

平成28年分以降の確定申告書の提出の際には、

マイナンバーの記載＋本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

●問い合わせ 村上税務署 ☎53-3141（自動音声でご案内します）